

## 第 11 章 施策の実施計画の策定・実施

### 第 1 節 実施計画

保存管理から運営・体制の整備に定めた方向性を具体化するため、実施すべき施策の項目を整理し、それらの実施を目指す期間を示す。

令和 5(2023)年度から令和 14(2032)年度の 10 ヶ年を計画期間として設定し、まず本計画を策定する令和 5(2023)年度から令和 9 (2027) 年度の 5 ヶ年ごとに、計画を設定していく。

#### (1) 令和 5(2023)年度から令和 9(2027)年度【短期計画】

前期の 5 ヶ年については、本計画で策定した基本方針を基に、整備基本計画の策定を令和 5(2023)年に行い、整備基本設計の策定を令和 6(2024)年度に行う。それを実施するための実施設計を令和 7(2025)年度に行っていく。その間、保存整備に必要な古墳群の情報を得るための発掘調査等の各種調査を行うことも視野に入れておく。

古墳群の公有化事業についても引き続き行っていく、令和 5(2023)年度で大塚山古墳の公有化を完了させその後、城山古墳の公有化に入っていく。また調査の成果から、未指定地部分の史跡の追加指定が必要になった場合についても、その都度対応を行っていくこととする。

令和 8(2026)年度から整備工事を着工する、整備工事の前には古墳の範囲確認のための発掘調査を行い、その成果によって工事設計の修正を行う。

また公開・活用を実施していくための地域活動の取り組みの協力・支援を図り、これらを支えるための整備運営の体制も整備していく。

#### (2) 令和 10(2028)年度以降【中・長期計画】

令和 10(2028)年度以降 5 ヶ年 (中期) についても、引き続き保存・公開・活用のための整備工事を、本計画及び整備基本計画に基づき取り組むとともに、発掘調査等の各種調査及び研究を継続して実施する。また、公開・活用へ地域活動も含めた一体的な取り組みも継続して実施していく。なお、新たな状況 (短期も同様) や取り組みの前倒しについては柔軟に対応する。

また、それ以降 (長期) については、短期・中期における保存・整備・活用、それらを実施するための運営・体制の整備の取り組みや成果を検証するとともに、その時点での整備の状況や実施してきたことで見えてきた新たな課題、社会情勢を踏まえて、積み残した取り組みや新たな取り組みへの対応、維持管理の持続的な実施に取り組む。

表 7 施策の実施計画

		短期計画					中・長期計画	
		R05	R06	R07	R08	R09	R10～	
大塚山古墳・ 九僧塚古墳	公有化	→						
	発掘調査		→	→	→	→		
	基本計画	→						
	基本設計		→					
	実施設計			→	→	→	→	
	工事・監理				→	→	→	
	保存管理	(日常の維持管理)						→
	活用							→
城山古墳	公有化		→	→	→	→	→	
	保存管理	(日常の維持管理)						→
	活用							→
丸山古墳	公有化						→	
	保存管理	(日常の維持管理)						→
	活用							→
高山塚 一号古墳～ 四号古墳	公有化	(適宜)						→
	発掘調査	(適宜)						→
	整備						→	
	保存管理	(日常の維持管理)						→
	活用							→

## 第12章 保存活用の経過観察

### 第1節 経過観察の方向性

史跡の適切な保存・活用は一時的な行為ではなく、将来にわたり継続して取り組むべきものである。その過程において、管理団体である河合町が自主的な経過観察を定期的に行うことにより、当初の基本理念に立ち返って現状を把握・分析し、問題点を改善していくことが求められる。

この経過観察は河合町（事業担当：教育委員会事務局生涯学習課）が中心となって実施する。また教育委員会事務局生涯学習課及び企画部政策調整課・広報広聴課、まちづくり推進部まちづくり推進課等の関係部署と連携し、大塚山古墳群の保存・活用・整備に関わる取り組みに関して、その担当課が責任を持って経過観察を行い、教育委員会事務局生涯学習課が事務局機能を担って情報の整理、共有化及び協議を行っていく。

また、地域住民や各種団体が主体となった取り組みについては、教育委員会事務局生涯学習課と関係部署が連携して、その取り組み内容や進捗状況、成果など聞き取り、経過観察として整理する。

経過観察による点検・分析の結果は、その都度保存・活用の活動内容に反映させ、運営方法の改善に役立てる。この点検と改善の循環過程は継続して行う。

経過観察は、関係する担当部局が行う事業を含め、教育委員会事務局生涯学習課が主体となって実施し、以降の計画の実施・修正・改善の基礎的資料・判断材料として活用する。またその結果は住民に公表する。

なお経過観察の方法として、広く施設や事業の運営改善に用いられている PDCA サイクルを導入する。

#### (1) P (Plan)：計画の立案

- ・ 保存及び活用に関わる事項、あるいは事業予算や体制などの現状を把握する。
- ・ 現状を踏まえて、活動計画を立案する。公有地化、活用事業、整備、体制の充実など、実現可能な具体的な計画とする。

#### (2) D (Do)：実行

- ・ 計画内容を実施する。この過程では、のちに評価できるように点検項目を踏まえつつ、実施することが重要となる。点検項目については、次項に述べる。

#### (3) C (Check)：点検・評価

##### ①重点課題の進捗状況の点検

- ・ 保存・活用の重点課題は、当初の目的と基本方針の達成である。基本方針に対し、各項目についての程度達成できているか具体的に明記し、共通認識として、現状を把握し、目標を明らかにする。
- ・ 基本方針の各項目に対する達成度を5段階（高い・やや高い・普通・やや低い・低い）で判定する。

##### ②保存活用の実施事項と方法の点検

- ・ 基本方針の実現に向けて、何にどのように取り組んでいるのか保存、活用、整備、運営・体制の項

目毎に実施事項とその方法を整理して点検項目とし、達成の可否や度合いを確認する。

- ・ 参加人数等で数値化が可能なものは目標数値を設定する。
- ・ 後に点検項目の案を示す。

(4) A (Action) : 改善・次期計画への反映

- ・ 点検の結果を踏まえて、課題を整理するとともに重要課題に対する進捗目標や保存活用の実施内容を見直し、今後の計画立案に役立てる

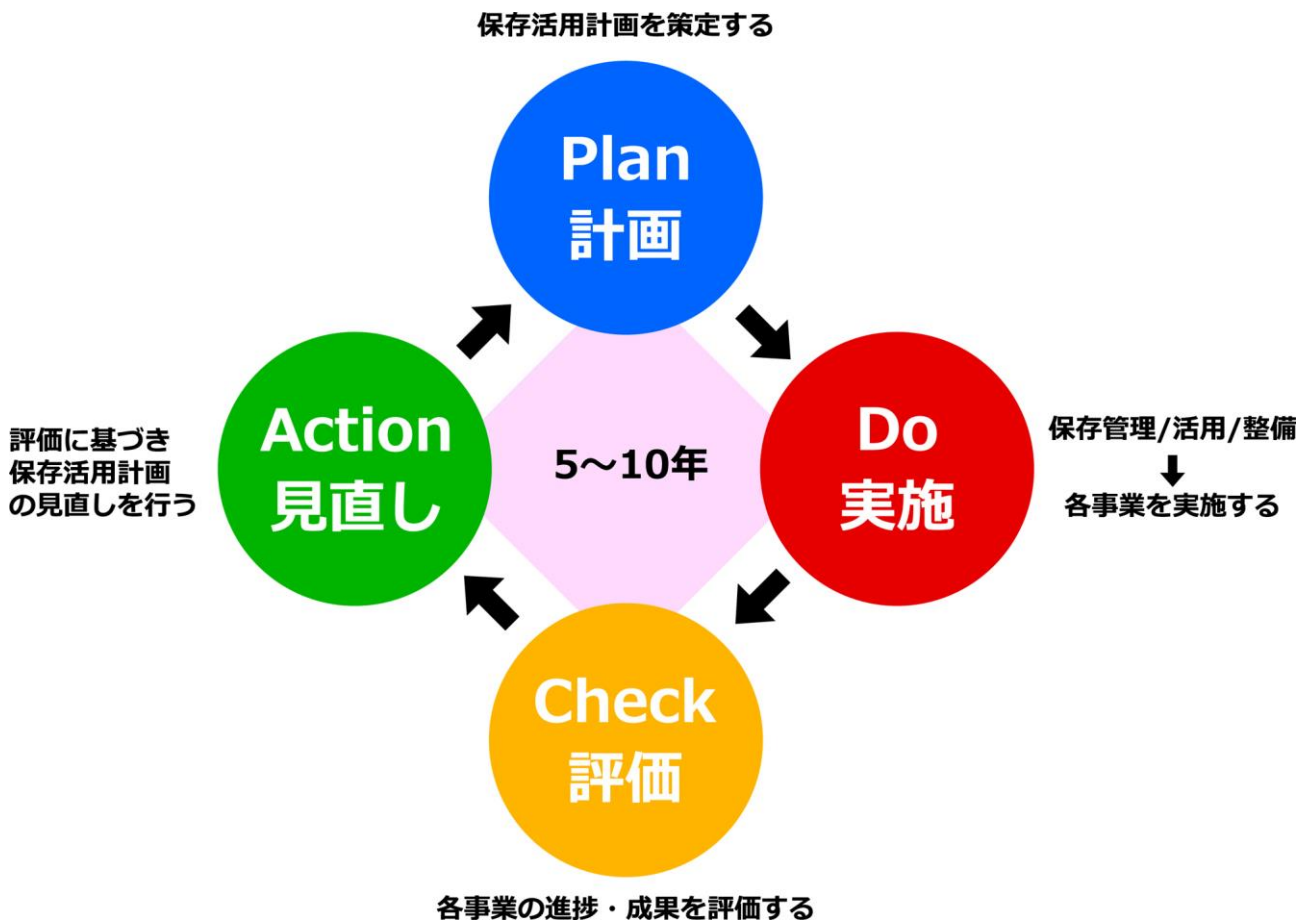


図 54 経過観察のイメージ

経過観察結果の評価について、教育委員会事務局生涯学習課及び関係部局による内部評価のほか、外部評価として河合町文化財保護審議会のほか、史跡大塚山古墳群整備検討委員会で意見を伺い、事業の評価を行っていく。

## 第 2 節 経過観察の方法

経過観察を行うために、「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」に掲載されている

自己点検表より、チェックシートを作成し、自己点検を実施する。なお、自己点検は管理団体である河合町が主体となって各年度末に実施する。また、指標を設定し、事業経過を点検し計画変更がある場合は、計画の見直しまたは変更を行う。なお、チェックシート（案）は以下のとおりである。

表 8 史跡大塚山古墳群保存活用・整備事業チェックシート（案）

史跡大塚山古墳群保存活用・整備事業 チェックシート（案）					
日時	令和 年 月 日	記入者			
項目	実施例	取組み状況			
		未 済	計画中	済	備考（現状・成果等）
保存管理に関すること	保存活用計画に基づいているか				
	本質的価値を把握しているか				
	日常管理はできているか				
	災害対策は十分か				
	現状変更取り扱い基準は順守されているか				
	劣化状況・保存環境に係る調査はしているか				
	指定後の土地公有化に取り組んでいるか				
	関係諸団体との連携は十分か				
公開活用に関すること	保存活用計画に基づいているか				
	学校教育や生涯学習との連携が図られているか				
	ボランティア団体の育成は図られているか				
	周辺文化財や他の観光資源とのネットワークが図られているか				
	情報発信は十分されているか				
	サイン施設は十分か				
	サイン等は最新の情報となっているか				
整備に関すること	保存活用計画に基づいているか				
	復元等の表現は、学術的根拠に基づいているか				
	大塚山古墳群を理解し、学習できる場となっているか				
	遺構等に影響がないように整備されているか				
	整備において目指すべき良好な景観の姿を実現できたか				
	活用を意識した整備が行われたか				
	整備後の経過観察は適切に行われているか				

運営体制に関する こと	運営について適切に行われているか				
	地域住民・研究者・行政の連携が適切に図られているか				
	文化庁・県との連携が図られているか				
	庁内他部署との連携は図られているか				
計画策定に関する こと	保存活用計画の見直しは実施されているか				
	整備基本計画は策定されているか				
予算に関する こと	保存管理・整備活用・運営体制に必要な予算確保なされているか				







## 史跡大塚山古墳群保存活用計画

---

令和 5 (2023) 年 3 月 31 日 発行

編集 / 河合町教育委員会

発行 / 河合町教育委員会

〒636-0053 奈良県北葛城郡河合町池部 2 丁目 13 番地 1

TEL : 0745-57-2271 FAX : 0745-57-1165





